事務局長　皆様、おはようございます。
委員の皆様におかれましては、春作業も本格的になり、公私とも大変お忙しい中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
本日、欠席の届出が、８番、茂木靖雄委員、９番、齊藤亘委員、１３番、髙橋勝範委員、１７番、佐々木忠永委員から出ております。
１９番の鈴木正雄委員からは、遅れてくるとの連絡が入っております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２５回大仙市農業委員会総会を開催します。

（午前９時　開会）

事務局長　初めに、会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は１９名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは私から、前回４月８日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第２５回総会までの業務報告書をご覧願います。
４月８日に、第２４回農業委員会総会を委員２２名、推進委員３３名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、７番、伊藤裕樹委員、１０番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める
令和４年５月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

７ページ、６番、７番をご覧ください。
関連がありますので、併せてご説明いたします。

６番の農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートルです。
７番の農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートルです。
６番と７番の農地の交換による所有権移転です。
申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん５５歳と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、８１歳です。
申請理由といたしまして、対象の農地は、以前よりお互いの利便性を考え、相手方の農地を耕作していたことから、今回、登記簿上の所有者も実態に合ったものにするため、交換の申請をしたものです。
ここで、７番をご覧願います。
右側の譲受人である〇〇さんの経営面積が、現在〇〇〇平方メートルとなっており、譲り受ける農地の面積〇〇平方メートルと合わせても、面積基準の１，０００平方メートルに満たないため、通常では許可できない案件になります。しかしながら、例外的に交換案件の場合には、農地法施行令第２条第３項第２号により、相手方の経営面積が面積基準の１，０００平方メートルを超える場合には、許可できることとされております。本案、相手方の〇〇さんは、経営面積が２ヘクタール以上あることから、十分に条件を満たしており、許可して問題ない案件であると判断いたしました。

８ページ、８番をご説明します。
移転される農地は、下鴬野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４６歳です。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、３９歳です。
申請理由としまして、〇〇さんは自家消費用の水稲栽培のために、〇〇さんの父と申請農地を売買する約束をしていました。その後、〇〇さんの父が亡くなり、名義変更の手続ができなくなってしまいました。このたび、〇〇さんの相続登記が完了したことにより、〇〇さんから〇〇さんへ贈与の申請をするものであります。

続いて、９番、移転される農地は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７４歳です。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７２歳です。
申請理由としまして、〇〇さんと〇〇さんは親戚で、〇〇さんの妻の兄が〇〇さんです。〇〇さんが所有する農地の中で、居住地の地区内にあるのは申請農地３筆だけであり、また、現在、申請地の近隣に住んでいる〇〇さんが自家野菜を作付しております。申請農地は〇〇さんが今後も耕作する予定がないことから、今回、〇〇さんへ贈与するものであります。

議案第１号については、ただいま説明いたしました４件のほかに、有償所有権移転２件、無償所有権移転４件、賃貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の新規１件、更新２件がございます。
１２ページから１３ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したものです。通常は、バツ印のみ記載されている表ですが、今回は７番の第５号に注釈を入れてございます。これは、先ほど担当から説明がありましたとおり、農地交換後の譲受人の経営面積が基準を下回ったものですが、相手方の交換後の経営面積が基準を満たしていれば非該当となることから、その適用条項を記載しております。結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める
令和４年５月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１４ページ、１番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料の１、２ページをご覧ください。
転用する農地は、戸蒔〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田５筆、計６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、譲受法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地に特別養護老人ホームの建設を計画したものです。なお、当該用地は２９名の入所定員となっており、また、地域の方々を対象とした認知症予防のレクリエーションや、介護士向けの研修会等を企画する予定と伺っております。
売買価格は総額〇〇円で、１平方メートル当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円になります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第１種農地に分類されます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この特別養護老人ホームは日常生活上、また業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は、今年１月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

同じく、１４ページ２番をご覧ください。
位置図、平面図につきましては、資料３、４ページになります。
転用する農地は、大曲船場町一丁目〇〇〇〇、地目が田、〇〇〇平方メートル外、田３筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
賃貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、〇〇〇〇〇〇〇では、今後、申請地に花火関係者用の宿泊施設の建設と、

施設利用者の駐車場の造成を予定しており、事前に地質調査を計画したものになります。
なお、施設の概要につきましては、資料４ページの平面図の南側に、６階建ての宿泊施設を建設し、北側の部分には約７０台が置ける駐車場を整備する予定と伺っています。また、平面図の点線部分につきましては、以前は地目が道路、水路でしたが、現在は雑種地に地目が変わっていることを確認しておりまして、一時転用の対象区域はそれを除く実線の部分になります。
申請期間につきましては９０日間、賃借料は１平方メートル当たり〇〇円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。第３種農地は原則許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

１５ページ、３番をご説明いたします。
位置図、配置図につきましては、資料の５、６ページをご覧ください。
農地の所在は、九升田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートルです。
賃貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由といたしまして、借受法人はこれまで、構成員宅に所有する農機具を保管しておりましたが、経営規模拡大により手狭になったことから、圃場に近い申請地を借り受け、新たに農機具格納庫の新設を計画したものになります。
設定期間は３０年間です。賃借料は法人の構成員の農地であり、安くても構わないと協力的な意向があったことから、１平方メートル当たり〇円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、対象の農地は農用地区域内にあることから、原則許可できないこととなっておりますが、例外として、農業用施設を設計する場合には許可できるものとなっております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

１５ページ、４番をご説明します。
位置図、配置図につきましては、資料の７、８ページをご覧ください。
転用する農地は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル外、畑１筆、計２筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、譲受人は現在、親子で両親宅に両親と弟家族と同居しております。子の成長に伴い、手狭となってきたことから、父が所有する申請地を譲り受け、住宅の新築を計画したものです。
なお、配置図の右側の点線部分につきましては、既に地目が宅地となっておりますので、対象はそれを除く実線部分になります。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地や山林等に囲まれた小規模農地であることから、農地法施行規則第４５条第２号に規定する第２種農地に区分されます。第２種農地をほかの宅地などの土地や、第３種農地がない場合には許可できることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、この案件は、令和４年１月７日開催の第２０回農業委員会総会で、農振除外案件として同意をいただいております。

１５ページ５番と、１６ページ６番は関連がありますので、一括でご説明します。
位置図、配置図につきましては、資料の９、１０ページをご覧ください。
農地の所在は、豊川○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外、１名です。
いずれも賃貸借による一時転用の案件です。
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、５番は砂利採取場、６番が表土置場として使用します。
設定期間は許可日から１年間で、１平方メートル当たりの賃借料は、５番が○○○円、６番が○○円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第１１条第１項第１号の一時的に砂利採取のため、農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

１６ページ、７番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料１１ページ及び１２ページとなっております。
転用する農地は、大仙市協和中淀川○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○平方メートル外、畑２筆、合計３筆、合計面積○○○平方メートルです。
一般住宅建築のための使用貸借の案件です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。
借受人は、貸付人の息子である、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
申請理由といたしまして、借受人は、現在、○○○○○○○○に妻及び２人の子供と居住しておりますが、将来的な親の介護や子育てのことを考え、実家に近接する父所有の申請地を無償で借り受け、住宅の新築を計画したものであります。
設定期間は３０年です。
許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分され、原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続していることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は、１月開催の総会において、農振除外案件として同意いただいたものです。
また、この土地につきましては、先月の４月２５日月曜日に、農業委員の鈴木正雄委員と現地を確認いたしまして、許可をいただいております。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

渡邊委員　　２０番、渡邊です。
総会資料をご覧になって分かるとおり、ほかのところはほとんど住宅地になっていますし、用水的には抜水ということで何ら問題はありませんが、ただ、感想ですが、値段が、私こういう長いことやっていますけれども、反当当たり○○○○○○を超えるというような、近年にない高額な売買価格です。大曲の駅の東側で、こういう高い

値段で取引されている、これは大したものだなというふうに、ちょっと感想的です。ここに入るためによっぽど銭こためねばならないなというような感じがしました。
　変なことを言いましたけれども、申請理由については何ら問題ありませんでした。

議　長　　ありがとうございます。
　案件２番についてお願いします。

髙川委員　　１５番、髙川です。
　４月２６日に、私とそれから渡邊委員、それから事務方の３人で現地を確認してまいりました。場所的には皆さん分かっては、分かるような場所ですけれども、花火の観覧席会場の堤防を挟んだ真反対、東側の土地です。今、事務方の説明のとおり、花火関連の大きな建物、駐車場を建てるということでしたけれども、特別長い間作付もしておりませんし、隣接する田んぼ、それから周りの住宅等にも影響があるような場所ではございませんで、そういうことを確認してまいりましたので、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件３番についてお願いします。

伊藤委員　　７番、伊藤です。
　４月７日に、事務局と現地のほうを確認してまいりました。現場の近くにガラスハウスですとか、作業をする場所にまとまっているという印象がありました。建設に関しても、何ら問題はないと思います。
　以上です。

議　長　　ありがとうございます。
　案件４番から６番についてお願いします。

田村委員　　１４番、田村です。
　まず、４番ですけれども、〇〇さんのところですが、娘さんが一般住宅を新築するというところです。現地確認を最適化推進委員の鈴木清敏さん、それから事務局と３人で見てまいりましたけれども、〇〇さんの家の前の畑のところに新築するというところでしたので、周りにはほかの生産者もいませんでしたので、何ら問題ないというふうに判断いたしました。
　それから、５番と６番ですけれども、砂利採取のところです。
　５番の〇〇さんのところを砂利採取して、６番の〇〇さんのところへ残土を置くということになっております。現場を見たわけですけれども、一旦基盤整備して大きくしたところで、非常に問題ないなというふうには感じたところなんですが、土地改良区にも申請して、用水、排水とも大丈夫だということでしたので、我々も見た感じとすると、原状復旧していただければなというふうに思っておりますので、何ら問題ないというふうに思っております。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件７番についてお願いします。

鈴木委員　　すみません、遅れました。
　１９番、鈴木です。
　先般、事務局と一緒に現場確認をしてまいりました。この案件は、前に農振除外で総会に上げている案件でございます。実際見てみますと、ちょうど宅地と宅地の間にある農地は畑でございます。今見た限り、何ら問題はないと感じてまいりました。よ

	ろしくお願いいたします。
議　長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議　長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）
議　長	ないようですので、採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局長	議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和４年５月１２日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	議案第３号の案件１７番と１８番を議題とします。 本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇委員　退席）
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

２４ページの１７番から１８番について、設定を受ける方が同一ですので、一括で説明させていただきます。

２４ページの１７番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。

新規の利用権設定で、利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８５歳です。

続きまして、１８番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

新規の利用権設定で、利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８５歳です。

以上、２案件の利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり、中袋が○○○○○円、金屋と上川原が○○○○○円です。
理由といたしまして、○○さんと○○さんは、高齢により農地の管理ができずに困っていることを、農業委員の○○さんに相談したところ、○○○○○○○○○○○○○○○○○○が経営規模の拡大を考えて、農地を探していたことから、申請地を借り受けることにしたものです。
なお、この案件は、農業経営基盤促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　次に、議案第３号の案件１９番ですが、この件に関しては会議規則第２８条の規定により、本議案の当事者である○が案件終了まで退席します。
代わりに、議長として、議事の進行は菅原職務代理者にお願いいたします。
（○○議長　退席）

会長職務代理者　それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議案第３号の案件１９番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２５ページから２６ページの１９番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町国見○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田１８筆、計１９筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、５８歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６５歳です。
設定期間は１０年、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○○円となっております。
申請理由といたしまして、○○さんはこの農地を相続しましたが、自身は会社勤めであり、自ら経営する意思がないことから、農業委員である○○さんに相談し、○○さんがこれに応じてくれたものです。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会長職務代理者　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（なしの声）

会長職務代理者　ないようですので、採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

会長職務代理者　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。
案件が終了しましたので、○○○○の復帰を求め、議長を交代いたします。ご協力、ありがとうございました。
（○○議長　入場）

議　長　次に、議案第３号の案件７１番から７４番を議題とします。
本案件は○○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

６９ページから、７２ページの７１番から７４番について関連がありますので、一括で説明いたします。
６９ページの７１番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市内小友○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田２７筆、計２８筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外、３名です。
秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人、秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
期間は全て１０年で、賃借料は１０アール当たり○○円から○○○○○○○円及び使用貸借で、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。
申請理由として、現在、○○○さん個人の名義で借り受けて耕作している農地を、新たに設立した自身が代表を務める法人の名義に切り替えるものです。
ただいま説明いたしました７１番から７４番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第３号の案件１番から１６番、２０番から７０番及び７５番から１１３番を議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１９ページの５番と６番について、関連がありますので、一括して説明いたします。
説明の前に、議案書の訂正をお願いします。
５番の○○○○○さんの経営面積ですが、６番の○○○○○さんと同じく、経営面積○○○○○アール、自作地面積○○○○○アール、貸付地○○○○○アールとなります。
それでは、１９ページの５番をご覧ください。
所有権を移転する農地は、大仙市土川○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。
次に、６番をご覧ください。
所有権を移転する農地は、大仙市土川○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。
両案件とも、所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。
売買価格は、案件５番が１０アール当たり○○円、総額で○○○○○○○○○円、案件６番が１０アール当たり○○円、総額○○○○○○○○円です。
案件５番は、登記簿地目が原野であるような農地で、水利等の条件が悪いことから、１０アール当たりの単価が低くなっております。
申請理由として、案件５番の○○○○○さんは、当該農地を相続で取得しましたが、自分で耕作する見込みはなく、また、案件６番の○○○○○さんは、現在、当該農地を別の方に貸し付けて耕作してもらっていますが、農地を処分したいと考え、売買の相談をしましたが断られていました。そこで、知り合いの農家から紹介された○○さんに相談したところ、話がまとまり、それぞれ売買に至ったものです。
なお、○○さんは、今後、当該農地で飼料用米を作付する予定とのことです。

２０ページの７番です。
所有権を移転する農地は、大仙市土川○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○平方メートル外、畑１筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７４歳。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
売買価格は、田が１０アール当たり○○円で、畑は農地区域の端にある、これまで手をかけてこない農地だったため、再生に手間と時間がかかることから、１０アール当たり○○円、総額○○○○○○円です。
申出理由といたしまして、○○さんは○○○○○○をほかの方に貸していましたが、受け手の方の健康状態を理由に、契約期間途中で解約することになりました。○○さんは労働力不足による経営規模縮小を希望し、農地を売り渡したいと考えたところ、近隣を耕作する○○○さんがこれに応じてくれたものです。

続きまして、９番をご覧ください。

所有権を移転したい農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８１歳。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７４歳です。
売買価格は総額で〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは貸し付けていた農地を返却され、自身も高齢であることから、農地の売却を希望したところ、近隣の農地を耕作して、規模拡大を目指していた〇〇さんが売買に応じてくれたものです。
売買価格が安くなっておりますが、〇〇さんは経営の縮小を希望しており、このたびの売買価格も、およそ２反歩なので〇〇〇円と、〇〇さんのほうから申出があったものです。

続きまして、２３ページ、１６番について説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市太田町川口〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田２筆、計３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７２歳です。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４３歳です。
売買価格は総額〇〇〇円、１０アール当たりで割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
売買価格が低くなっておりますが、申請農地は砂利が多く、米の作付には向かない農地であることから、圃場条件を考慮した譲渡人の〇〇〇さんから提示された金額となっております。
申出理由といたしまして、譲渡人の〇〇〇さんは、体調不良により、自宅から離れた申請農地を処分したいと考え、近隣を耕作する〇〇さんへ売買の相談をしたところ、〇〇さんがこれに応じてくれたものです。
なお、買受人の〇〇さんは畜産農家であり、米の作付に向かない申請農地に牧草を作付、牧草を自家利用すると伺っております。

３２ページ、２９番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、円行寺〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
新規の利用権の設定です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７２歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。
設定期間は１０年、賃借料は総数で米〇俵です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは貸し付けていた農地を返却され、次の耕作地を探していたところ、近隣で耕作している〇〇〇さんが引き受けてくれたものです。
賃貸借料は低く設定されておりますが、〇〇さんは自分で耕作する意思がなく、使ってくれるのであれば幾らでも構わないとの申出から、販売分の〇俵と設定いたしました。

続きまして、３４ページ、３２番です。
利用権を設定する農地は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル外、田２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
新規の使用貸借権の設定です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７５歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、６７歳です。
設定期間は５年。
申請理由といたしまして、〇〇さんは申請農地を長年ほかの担い手に貸し付けておりましたが、その方が病気のため耕作できなくなり、近隣で耕作している〇〇さんが新たに借り受けるものです。手続の際、借り手の〇〇さんが土地改良費を全て払ってくれることになったため、使用貸借での契約となりました。

４６ページ、４１番をご説明します。

利用権を設定する農地は、豊岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルです。
新規の賃貸借権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
設定期間は５年で、１０アール当たりの賃借料は○○○○○円です。
申請理由といたしまして、○○さんはこれまで契約していた受け手の方が亡くなってしまい、地区担当農業委員である○○委員に相談したところ、○○さんを受け手として紹介されました。
賃借料が低く設定されておりますが、申請地は水がかりが悪く、耕作しにくい圃場であるためです。

次に、４８ページ、４４番をご説明します。
利用権を設定する農地は、清水○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田４筆、計５筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
設定期間満了に伴う利用権の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
契約期間は３年で、１０アール当たりの賃借料は○○○○○円です。
申請理由といたしまして、今回更新する農地は、○○○○さんの体調不良により、耕作できないことが続いたため、令和２年に新規設定するため、遊休農地状態に入りました。親戚で、近隣を耕作する○○○○さんが、圃場がこれ以上荒廃することを心配し、賃貸借契約を申し出て設定されたものでありました。
賃借料が低くなっておりますが、これまでに農地の改善に費用と時間がかかったことから、１０アール当たり○○○○○円で設定するものであります。

７２ページ、７５番から１０３ページ、１１３番までをご説明します。
７２ページ、７５番です。
利用権を設定する農地は、大仙市藤木○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外、４７名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外、１０名。新規３５件、更新４件の総計３９件。田２８１筆、畑６筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○平方メートルです。
１０アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から○○○○○○○○円と幅があり、畑は○○○○○○○円となっています。これは、圃場条件やこれまで賃貸借していた経緯などの理由が考えられます。
設定期間は、９２番は９年１１か月に設定されている以外の契約は、全て１０年間となっています。
ご説明いたしました以外の１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号ですが、案件１番、２番については、○○○○○委員の関係議案でありましたが、委員が欠席のため、退席案件とせずに通常案件に繰り入れることになりました。
そこで、案件１番から１６番、２０番から７０番及び７５番から１１３番までについては、ただいま説明いたしました４８件のほかに、所有権移転１１件、賃貸借権設定の新規２２件、更新２５件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり田で○○○○○○○○円から○○○円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、田の低いほうでは○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。低いほうについては、圃場の条件が

悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する
令和４年５月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

１０４ページから１０６ページをご覧ください。
記載の３０法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、１０７ページから２１２ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適確法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。
これで本日の案件は全て終了しました。
その他について、事務局から何かございませんか。

参　与　　それでは、私のほうから幾つかご説明させていただきます。
今年度から、農地利用最適化交付金の内容が一部変更となりましたので、そのことについてご説明いたします。
お配りしました資料、農地利用最適化交付金の見直しについてをご覧願います。
こちらは、農地利用最適化交付金の内容変更となった点を、国のほうでまとめた資料でございます。
この中で、推進委員の皆様方から、特にご注意していただきたいことが２つございます。
資料３ページの右側の網かけ部分をご覧願います。
１つ目は、毎月、活動実績報告書を提出していただいておりますが、この活動実績報告書に記入した活動日数が月平均５日以下の場合は、その推進委員に対する実績払

いはゼロとなりますのでご注意ください。活動実績報告書は、多少遅れて提出されても構いませんので、毎月きちんと提出するようにお願いいたします。
２つ目は、ひと月に１日も活動していない推進委員が１人でもいる場合は、その農業委員会への交付金はゼロとなりますので、特にご注意願います。
対象期間につきましてですが、今年度に限っては９月分までとなっております。９月までであれば、過去に遡って提出されても構いませんので、４月分以降の活動実績報告書は、毎月分、必ず提出くださいますようよろしくお願いいたします。
その他のことにつきましては、資料に記載されてあるとおりでございますので、後でご覧になっていただければと思います。
私のほうからは以上です。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
田村委員。

田村委員　　１４番、田村です。
今の説明は国のほうの、農業委員、それから推進委員の活動をちゃんと活発にしなさいという、活動がなければ予算組んだらいいということでしょうけれども、それはそれで、そういうことであればそれでいいんですが、基本的な我々の活動は、農地の移動がなければなかなか、地域として頭打ち、活動として表れないんですよね。それで基盤整備、今、一生懸命やって法人が立ち上がっていると。その当時立ち上がるときは、農地の移動がもう１００％とか７０％とか、８０％とか集積率がよかったりするわけなんですが、一旦収まったら、恐らくほとんどの活動がなくなると思うんですよ。だから、ずっと前も言ったように、集積率を何で見なきゃいけないかというと、集積率が１００％に近かったり、１００％であれば、この活動は、ここら辺は絶対無理だったと思うんです、私は。
だからそれは、そういう実情をちゃんと把握するというのが必要ではないのかなというふうに思います。それで活動の、今後これから集積率の高いところは多分ほとんど出ないんじゃないのかなというふうに思いますので、そういう点も、今後そういうふうになるんじゃないかという予想がされますので、お願いしたいというふうに思います。

議　長　　いずれ、これから農家もだんだん高齢化なっていくし、やっぱり集積しても担い手の問題も出てくるし、法人もやっぱり合併したり何なりといろいろ出てくるから、ああいうふうな活動に対しても、交付金のほう……

田村委員　　出るのか。

議　長　　うん、出るのではないかな。

田村委員　　出るべ、だからそれ、５回以上活動しなければお金ないよという話で、あと、全体的にもそういうのがあれば、農業委員会にも出していかないって話でしょうね。今の説明は。

議　長　　みんなに満遍なく、偏ることなく、みんなに満遍にやりたいというような感じらしいんだな。

田村委員　　でも、基盤整備やって法人立ち上がるじゃないですか。ずっと立ち上がっているような。それはもう１００％集積になってしまえば、次の活動って農地の移動もない、ほとんどなくなるんじゃないですか。それはその実情に合わせてやっていくしかないので、だから、我々の活動って何だかというと、話合いだというふうに私はずっと言

っているんです。活動、いずれなくなるんですよ。集積率が４０％とか５０％のところは、活動がいっぱいあるんだけれども、集積率が９０も１００もなったところは、農地の移動とかそういうのはほとんどなくなるという、ほとんどじゃないのかなという。

議　長　　その紙も、突然渡されたもんだから、何の説明も受けないで突然わたされたので。

田村委員　　だからそれは、あと国のお金をよこさないというんであれば、それを受け入れて、もらわなければいいことだ。無理してかえって出す必要もないということ。私は思うんですよ。

だから国のほうへ、何で活動していないではなくて、基盤整備が終わって、あと面積の移動が少ないというのをちゃんと国に報告すればいいんですよ。というふうに思うんですけれども。

議　長　　あんまり談判しても時間かかるから、農業会議の担当の人にちょっと会ったときに聞いてみるから、よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

足達委員。

足達委員　　２２番の足達です。

今の事務局からの説明で、何かあったときというところの説明ありましたけれども、月に１日も活動しない推進委員等がいる場合は、当該農業委員会の交付金はゼロということですけれども、簡単に説明されましたけれども、正直言うと、私もそんなに活動していないほうで、もしかするとゼロの場合もあります。ほとんどゼロでしたけれども、今年４月にはたまたま相談あって活動しましたけれども、もしかすると私のような人がいれば、その月にはみんな頑張って活動しても、お金が出ないということですか。

菅原委員　　後で聞いてみる必要があるべ。今の即答できないんじゃないか。

即答できないべというか、後から聞いてみたほうがいいと思うよ。

議　長　　このペーパーの中身については、特別詳しい説明も受けたわけじゃないので、農業会議の担当のほうに、はっきりしたことをこちらのほうで聞いてみたいと思います。

それでいいですか。

足達委員　　十分確認して、皆さんに周知をお願いしたいと思いますので。

事務局長　　私のほうからいいですか。

今週の月曜日に県南の会長会がありまして、その中で農業会議のほうから、今回の２点について注意してくださいということで、今年度から変更点となりましたので、注意してくださいということで、口頭で説明があったもんですから、皆さんにもある程度資料をお見せして、こういうふうに変わったんだよというところを見ていただきたいなというところがございました。

それで、実際に農業会議のほうからは、活動といっても、例えば近所の人から相談を受けた５分でも１０分でも、そういうことでも上げていただければという話でしたので、詳細についてはまだ私のほうも把握しておりませんので、この後問合せをして、確認することですけれども。先ほど、担当のほうから説明もありましたけれども、今年度も５月に入っていますので、４月についても、今年度に限っては遡って提出してもいいということで、対応したいなと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２５回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はどうもご苦労さんでした。

（午前１０時１５分　閉会）